

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」の通知の施行について

標記については、本日別途厚生労働事務次官から「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」が通知されたところであるが、この実施にあたっては次によることとし、その適正な運用を図らねたい。

なお、平成19年2月23日障第0223004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金について」の通知の施行について」は廃止する。

1 事務費の保護単価の設定について

- (1) 事務費の保護単価の設定に際しては、別紙の「障害児施設事務費保護単価設定表」を必ず備えておくものとする。
- (2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表6及び別表7の職種別職員定数表のとおりであるが、盲児施設等における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表のとおりであるので、これらの職員については充足するものとする。

施設種別	職 種	職 員 の 定 数
盲児施設・ろうあ児施設	児童指導員、保育士	幼児4人につき1人
知的障害児通園施設	児童指導員、保育士	幼児4人につき1人

- (3) 知的障害児施設等の小規模施設加算分保護単価は、それらの施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以

外に児童指導員又は保育士がおかれている場合に限り保護単価を設定することが出来るものとする。

- (4) 知的障害児施設等の職業指導員加算分保護単価は、それらの施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以外に職業指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することが出来るものとする。
- (5) 盲児施設及びろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価は、定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付基準の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たしており、かつ、それ以外に、児童指導員又は保育士がおかれている場合に限り、保護単価を設定できるものとする。

2 肢体不自由児施設基本分措置費等の支弁及び障害児施設医療費の支給について

(1) 入院基本料等の適用について

肢体不自由児施設、第一種自閉症児施設及び重症心身障害児施設における措置費及び障害児施設給付費の算定に当たっては「診療報酬の算定方法」に準じて算出されるものである。

(2) 社会保険の被扶養者等の確認について

肢体不自由児施設、第一種自閉症児施設及び重症心身障害児施設については、保険医療機関としての指定を必ず受けさせるとともに、その措置児童及び障害児施設医療費の支給に係る障害児のすべてについて、その児童が社会保険の被扶養者等であるかどうかの確認を十分に行ない、社会保険の被扶養者等である場合においては、必ずその施設をして社会保険による療養費の請求を履行させるようにするものとする。

3 障害児施設の新設に伴う事務費の支弁について

施設の新設又は拡張に伴う定員の認可にあたっては、児童相談所等と十分連携し、措置児童等の具体的な入所計画を樹立するとともに、設備の規模に関係なく、その計画に基づき段階的に認可する等、定員と現員とに著しい開差を生じないよう十分留意するものとする。

4 民間施設給与等改善費について

- (1) 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率は、次の①から③までにより算定するものとする。

① 基本分

施設の 区分	職員一人当たりの 平均勤続年数	民間施設給与等 改善費加算率	左 の 内 訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A階級	14年以上	16%	14%	2%
B階級	12年以上14年未満	15	13	2
C階級	10年以上12年未満	13	11	2
D階級	8年以上10年未満	11	9	2

E階級	6年以上 8年 未満	9	7	2
F階級	4年以上 6年 未満	7	5	2
G階級	2年以上 4年 未満	5	3	2
H階級	2年未満	3	1	2

② 管理費特別加算分

ア 本加算分は、特に評価に値する優れた入所者処遇を行っている施設等に対し、管理費特別加算分として1パーセントを加算するものとする。

イ 加算の対象となる施設は、次の事項のいずれかに該当する施設の中から都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の本庁（以下「県本庁」という。）が監査結果やその他の調査結果等も考慮し、総合的に審査のうえ、毎年度加算対象施設を決定するものとする。

ただし、本加算を適用する施設は県本庁管内の民改費の対象となる障害児施設のうち3分の1以内の施設（障害児施設の施設数が2以下の場合には、児童福祉法に基づく障害児施設以外の施設及び他の法律に基づく社会福祉施設のうち本加算が適用されるものと比較して同程度と評価される施設について、本加算の対象として差し支えない。ただし、この場合、本加算を適用するのは1施設を限度とする。）とする。

なお、国及び県本庁の監査において指摘された重要事項が改善されない施設については本加算は適用しないものとする。

（ア）入所者処遇等（給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等）が特に優良であると認められる施設

（イ）重度、重複障害等の処遇困難な措置児童等を多数受け入れている施設

（ウ）施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設

（エ）特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設

（オ）前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足額が生じた施設等であって、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設

（カ）以上の他、県本庁において特に必要があると認められる施設

ウ 留意事項

（ア）県本庁は、本加算を受けようとする施設から、県本庁が適宜定めた様式に特別加算を受けようとする理由及び具体的内容等を記入したもの並びに必要な書類を添付して提出させるものとする。

なお、この場合、県本庁は施設側に事務的に過度の負担とならないよう配慮するものとする。

（イ）本加算は管理費加算分として取り扱うが、平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）（以下「3局長通知」という。）の4のAにいう施設経理区分から本部経理区分への繰入限度額には含まれないので留意する

ものとする。

③ 管理費スプリンクラー設置加算分

ア スプリンクラー設備（消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）、「同法施行規則」（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例の基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している次の加算対象施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として0.3パーセントを加算するものとする。

イ 加算対象施設（通所施設は除く）

加算対象施設は、知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設とする。

ウ 県本庁は、本加算を受けようとする施設から、別紙1の「5管理費スプリンクラー設置加算分申請書」及びスプリンクラー設備を設置したことを証明する書類（消防法施行規則第31条の3第3項にいう消防機関が発行する検査済証又は当該設備整備工事の完了を証する書類の写しの）の申請を受け、審査の上、設置の翌月から加算を適用するものとする。

エ 本加算分は、3局長通知の4のアにいう施設会計から法人本部会計への繰入れ限度額に含まれるものとする。

(2) 民改費の算定にあたっては、職員1人当たり平均勤続年数を基礎とし、次により行うものとする。

① 算定の対象となる職員は、その施設に勤務するすべての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。

② 個々の職員の勤続年数の算定にあたっては、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る。）、婦人保護施設、児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できることとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園における勤続年数を合算するものとする。

③ その施設の職員1人当たり平均勤続年数は、前記①及び②により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数により除して得た年数をいうものとする。

④ 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその施設の職員の異動があっても、加算率の改定は行わないものとする。ただし、(1)の③の管理費スプリンクラー設置加算分については、設備設置の翌月から加算することができるものとする。

5 重度加算費の取扱について

(1) 障害児施設における重度加算費の支弁対象児童について

重度知的障害児加算費、重度肢体不自由児加算費、盲ろうあ児重度加算費の支弁対象となる児童は、それぞれ次の表に掲げる児童とし、その認定はそれぞれ次の表に掲げるそれぞれの児童家庭局、障害保健福祉部長通達によるものとする。ただし、重度自閉症児加算費の対象児童については、重度知的障害児加算費の項を準用するものとする。

区分	支 弁 対 象 児 童	左の児童に係る加算率の区分による対象児童	
		25 % 加 算 分	30 % 加算分
重 度 肢 体 不 自 由 児	<p>昭和39年9月12日厚生省発児第186号厚生事務次官通達「肢体不自由児施設重度病棟の設置について」及び昭和39年9月12日児発第809号厚生省児童家庭局長通達「肢体不自由児施設重度病棟の設備及び運営の基準について」に基づき設置された肢体不自由児施設重度病棟（以下「肢体不自由児重度棟」という。）に入所している重度肢体不自由児とする。</p> <p>ただし、当分の間、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が適当と認めて指定した施設をもって肢体不自由児重度棟に代えることができるものとする。</p>	<p>次の（１）、（２）のいずれかに該当する児童。</p> <p>（１）各種補装具を用いても身体の移動が困難なもの。</p> <p>（２）機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの。</p>	
重 度 知 的 障 害 児	<p>昭和39年3月13日厚生省発児第39号厚生事務次官通達「重度知的障害児入所棟の設置について」及び昭和39年3月13日児発第197号厚生省児童局長通達「重度知的障害児入所棟の設備及び運営の基準について」に基づき設置された重度知的障害児入所棟（以下「知的障害児重度棟」という。）に入所している重度知的障害児とする。</p> <p>ただし、当分の間都道府県知事</p>	<p>次の（１）、（２）のいずれかに該当する児童であって右の対象児童を除いたもの。</p> <p>（１）知能指数がおおむね35以下と判定された児童であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生</p>	<p>左の対象児童のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>（１）年齢が6歳未満のもの。</p> <p>（２）重症心身障害児施設を退所後3年未満のもの。</p> <p>（３）入所後1年未満のもの。</p>

<p>児 加 算 費</p>	<p>等が適当と認めて指定した施設をもつて知的障害児重度棟に代えることができるものとする。</p>	<p>活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの。</p> <p>イ 頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、寡動、その他の問題行為を有し、監護を必要とするもの。</p> <p>(2) 盲（強度の弱視を含む。）若しくはろうあ（強度の難聴を含む。）又は肢体不自由を有する児童であつて知能指数がおおむね50以下と判定されたもの。</p>	
<p>盲 ろ う あ 児 重 度 加 算 費</p>	<p>平成11年7月19日障第452-3号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通達「盲重度児及びろうあ重度児の処遇等について」により認定した場合の盲ろうあ重度児とする。</p>	<p>次の（1）、（2）のいずれかに該当する盲児（強度の弱視を含む。）であつて、右の対象児童をのぞいたもの。</p> <p>(1) 知的障害を有するために盲児施設又はろうあ児施設において、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの。</p> <p>(2) 機能障害が重度であつて、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの。</p>	<p>左の対象児童のうち、知能指数がおおむね35以下と判定されたもので、入所後1年未満のもの。</p>

(2) 加算費の使途について

重度加算費は、重度知的障害児、重度肢体不自由児、重度自閉症児若しくは盲ろうあ重度児の監護又は保護指導にあたる職員の人件費、児童の日常の生活諸費及び洗濯業務従事者等を臨時に雇用するための役務費に充当すべき経費であるから、必ずこれらの目的に添って、支出するものとする。

6 教育費の取扱について

(1) 教育費のうち、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代の支弁に当っては、学校長の指定証明を徴するものとする。

(2) 前記の「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになっている用具類に限られるものとする。

なお、特別支援学校の高等部の通学児については他の施策により教科書代の支給がない場合には、これを支弁して差し支えないものとする。

7 見学旅行費の取扱について

見学旅行費は、学校において児童の保護者よりその実施前に所要経費の全額を前納させる場合も考えられるので、見学旅行参加予定児童及び見学旅行の時期等を考慮し、予め概算支弁する等実情に応じた措置をとるものとする。

なお、見学旅行費は学校の最終学年の教育過程において実施される見学旅行の参加に要する経費に充てられるものであるが、上級学校進学又は就職等の関係で、例えば、中学校第2学年在学時において繰上げ実施される場合には、これを確認のうえ支弁して差し支えないものとする。

また、見学旅行には、疾病等による特別の事情がない限り参加させるよう配慮するものとする。

8 入学支度金の取扱について

入学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年に入学し又は中学校第1学年に進学する者に対し支弁するものであるが、知的障害児施設等に入所している児童であって、かつて就学猶予免除されていた児童が施設で新たに就学する場合、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないものとする。

9 特別育成費の取扱について

特別育成費の支弁対象となる児童は、平成元年4月10日児発第265号の6厚生省児童家庭局長通知「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」に基づき高等学校に在学する児童及び高等学校第1学年に入学する児童とする。

なお、この経費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分をあわせて予め支弁する等実情に応じた運用を図るよう留意するものとする。

10 医療費の取扱について

医療費については、その支出が増加する傾向にあるので、特に次の点に留意し、適正な支弁を行われたい。

- (1) 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努める。
- (2) 施設の常備薬等による治療が困難と思料される場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導する。
- (3) 措置児童又は障害児施設医療費の支給に係る障害児若しくは入所者が、社会保険の被保険者、組合又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行ない、医療の給付を受ける際にはこれを適用する。
- (4) 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を経由せずに直接医療機関に支払うようにする。
- (5) 都道府県知事等においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくものとする。

11 就職支度金の取扱について

- (1) 就職支度金は、施設において措置児童等の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費に充て、措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給する。なお、支弁に当たっては、雇用先の採用証明書等を徴するものとする。
- (2) 特別基準については、就職支度金の支弁対象措置児童等のうち、次の掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、(1)の他に支弁できるものとする。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこととする。

- ① 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）措置児童等
- ② 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するための必要な経済的援助が見込まれない措置児童等

12 交付の決定及び措置費の支弁について

(1) 交付の決定及び措置費の支弁について

国は、障害児施設措置費及び障害児施設給付費等について、都道府県知事等の申請に基づいて、都道府県知事等に対し国庫負担金の年間分について交付の決定を一括して行う。

なお、これに伴う支払計画の示達については、原則として各四半期単位に行う予定とする。

(2) 措置費の支弁について

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）がその支弁すべき施設に対して措置費を支弁する場合においては、この費用の性質にかんがみ毎月その翌月分を概算支弁するようにつとめるものとする。

13 徴収金基準額等について

(1) 障害児施設における徴収金基準額について

① 交付要綱の5の(1)の①の本文に定める徴収基準の算定について

ア 都道府県等において適正かつ簡明に行えるよう、交付要綱の別表4-1の各月初日(月の途中に入所した者についてはその月の初日、この項において以下同じ。)の措置児童の属する世帯の課税階層の区分等に応じ、措置児童1人当たりの基準額が定められている。

イ その世帯の課税階層区分の認定については、その措置児童及びその措置児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者(措置児童の直系血族、配偶者及び兄弟姉妹等(その者がその世帯における家計の主宰者である場合)を含む。)のすべてのものについて、それらの者の課税額の合算額により行うものとする。

ウ その世帯の階層区分の確認については、次によるものとする。

(ア) 被保護世帯の確認は、福祉事務所に照会するか、又はその旨の福祉事務所長の証明書を徴して行うものとする。

(イ) 当該年度分の市町村民税の課税状況の確認は、その市町村に照会するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書を徴して行うものとする。

(ウ) 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村、税務署若しくは源泉徴収義務者に照会するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書をそれらの機関から徴して行うものとする。

(エ) (ア) から (ウ) までによって確認した場合においては、その確認の方法、確認年月日、税額、階層区分、徴収金基準額、保護者からの実際の徴収金の額、以後の階層区分確認の経過等を記載した階層区分認定表を作成し、これを台帳等に添付しておくこととする。

なお、前記の書類には、その認定確認者の氏名及び押印の欄を設けるものとする。

エ 課税階層区分の認定の見直しについては、原則として毎年度7月に行うこととする。

なお、4月から6月の間における当該年度分の市町村民税課税状況及び1月から6月の間における前年分の所得税の課税状況を把握するに当たっては、その状況が不明な場合もあるので、各々、前年度分、前々年分の課税状況により認定を行うものとする。

② 交付要綱の5の(1)の①のただし書きに定める徴収基準の算定について

ア 交付要綱の別表4-2の対象収入額は、原則として前年の次に掲げる「(ア) 収入として認定するもの」から「(イ) 必要経費」を控除した額とする。

(ア) 収入として認定するもの

A 年金の収入

公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付をいう。)につき、その実際の受給額を収入として認定するものとする。

B その他の収入

財産収入、利子配当収入その他の収入については、課税標準額として認定された所得の額を認定するものとする。(相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。)

(イ) 必要経費

A 基本控除

生活保護法による入院患者日用品費相当額（年額）

B 租税

所得税、住民税、相続税、贈与税

C 社会保険料又はこれに準ずるもの

イ 措置児童等で、各月初日の年齢が20歳以上である者（以下、「入所者」という。）の階層区分の認定について

(ア) 各月初日において、入所者単位に交付要綱の別表4-2による階層区分により設定する。

(イ) 階層区分の確認方法は次による。

A 生活保護法による被保護者の確認は、その福祉事務所の担当者が行うとともに、その後の保護の廃止等の把握に遺漏なきを期するものとする。

B 対象収入額の確認は、入所者又は扶養義務者等から収入申告書及び添付書類等を提出させ、各関係機関等に照会の上行うこととする。

(ウ) 階層区分の認定の見直しについては、原則として毎年度7月に行うこととする。

なお、前年度分の対象収入額の状態を把握するに当たって1月ないし6月の間においては原則として前々年分の対象収入額の状態により階層区分を認定するものとする。

(エ) 前年分の対象収入額の状態を把握するに当たって、1月ないし3月の間においては原則として前々年分の対象収入額の状態により階層を決定するものとする。

ウ 扶養義務者の階層区分の認定について

(ア) 各月初日の入所者の属する世帯の交付要綱の別表4-1の課税階層区分の認定については、その入所者と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者（配偶者及び子どものうちの最多納税者）の課税額により行うものとする。

(イ) その世帯の各階層区分の確認については①のウと同様とし、課税階層区分の認定の見直しについては①のエと同様とする。

(2) 私的契約児等に係る利用料について

措置を要すべき児童等をすべて措置し、かつ、障害児施設給付費の支給対象となる障害児を全て受け入れた後において、なおその施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであって、その額はその施設の措置児童等の1人当たりの措置費の保護単価により算定した額より下回ることは許されないものとする。

(3) 例外措置

障害児施設の階層区分の認定について、次に掲げる事項を例外措置として取り扱うものである。

ア 扶養義務者の階層区分の認定について

(ア) 措置児童等が20歳未満の場合

前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要となる等の事情により世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると地方公共団体の長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行って差し支えない。この場合、階層区分が2階層以上変動しない場合は、変更しないものとする。

(イ) 措置児童等が20歳以上の場合

(ア) と同様の事情により費用負担が困難であると地方公共団体の長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し扶養義務者（最多納税者）の変更を行って差し支えない。この結果、扶養義務者の変更が生じない場合は、(ア) と同様の条件により、階層区分の変更を行って差し支えないものとする。

イ 措置児童等の階層区分の認定について

前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により本人の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であるものと地方公共団体の長が認めた場合は、その事情が生じた時点を含む年における「収入として認定するもの」又は「必要経費」を推定し、これにより算出された対象収入額に基づいて階層区分の変更を行って差し支えないものとする。

ウ この「階層区分の変更」又は「扶養義務者の変更」は、例外措置であるので原則として、措置児童の属する世帯又は本人からの申し立てにより行うこととするが、措置児童等の属する世帯又は入所者が生活保護法による扶助を受けるなど明らかに階層区分の変更が必要な場合には、申し立ての有無によらず変更決定を行って差し支えないものとする。

エ 階層区分の変更後又は扶養義務者の変更後の費用徴収は、変更が必要と認められる月（その月分を納入済みの時は、その翌月）から行うものとする。

14 措置費及び障害児施設給付費等の経理について

障害児施設における措置費及び障害児施設給付費等の経理については、別に定めるところによるものとする。

(別紙)

平成 年度障害児施設事務費保護単価設定表(平成 年 月 日設定)

施設名 _____ 地域区分 _____ 定員 _____ 名

設定責任者職氏名 _____ 印

1 保護単価(月額)設定表

区分	金額	備考		
①一般分 保護単価				
②小規模施設加算分 保護単価				
③職業指導員加算分 保護単価				
④民間施設給与等 改善費		(①+②+③)×別に定める率	管理費特別加算	有・無
			管理費スプリン クラー設置加算	有・無 設置 年月日 ()
⑤計				

(注)1 給与改善等により、事務費の保護単価の改定があった場合には、改めて作成すること。

2 職員の職種別定数及び現員表

職種別	定数	現員	備考
何々	人	人	
"			
~~~~~			
~~~~~			
計			

(注) 1 「定数」欄には、交付要綱の別表6または別表7により算定した職種別定数を記載すること。
2 「現員」欄には、その施設に勤務するすべての職員について記載することとし、非常勤職員については備考欄にその旨記入すること。

3 職員1人当たり平均勤続年数算定表

施設の区分	A, B, C, D, E, F, G, H	認定年月日		平成 年 月 日	
		開設年月日		年 月 日	
氏名	職種	①現に勤務する施設の勤続年数	②その他の社会福祉施設の通算勤続年数	③ 合計 ①+②	その職種の資格取得年月日
		年月	年月	年月	
合計	(a)人			(b)人	
職員1人当たり平均勤続年数	(算式) (b)÷(a)=(c) (6ヶ月以上の端数は1年に切り上げ)			1人当たり平均 (c)年	

(注) 1 施設の区分欄については、該当する施設の区分の階級を○で囲むこと。
2 職員1人当たり平均勤続年数の(c)欄の算定に当たっては、6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨てるものとし、整数年であること。
3 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、年度当初における事務費の保護単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。
4 直接処遇職員のうち、その資格が定められた職員が設定年月日現在において、その資格を有していない場合には、その者の勤続年数の「③合計」欄には、その勤続年数に0.8を乗じた年数を記載すること。

4 管理費スプリンクラー設置加算分申請書

区分	内容
施設の種類の	a
施設の名称	b
スプリンクラー設置年月日	c 年 月 日
民改費基本本文の区分	d A B C D E F G H
スプリンクラーの機種等	e

(注)1 本申請は、スプリンクラーを設置後に行うものとする。
2 c欄は、本設備の設置工事が完了した時点を記入することとし、消防法施行規則第31条の3の3項にいう消防機関の検査済証等本設備を設置したことが証明できる書類を添付すること。
3 d欄は、該当するものを○で囲むこと。